

センターポールアダプティブスポーツクラス規約

第1条 [定義]

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- 1) 「本運動教室」とは、一般社団法人センターポール（以下、「当社」という）が運営するパラスポーツ運動教室をいいます。
- 2) 「本規約」とは、利用契約の内容を定めた利用規約である「センターポールアダプティブスポーツクラス利用規約」をいいます。
- 3) 「会員」とは、本運動教室に参加する者をいいます。
- 4) 「クラス参加者」とは、年間を通じて本運動教室に参加する資格を有する会員をいいます。
- 5) 「ビジター参加者」とは、本運動教室の開催ごとに参加をする会員をいいます。

第2条 [目的]

本運動教室は、パラスポーツの機会と会員の心身共に豊かで健康な人間形成を目的とします。

第3条 [会員資格]

本運動教室の会員資格は以下のとおりです。

- 1) 本運動教室の趣旨に賛同し、規約を承認したもの。
- 2) 行為能力のある者または未成年等制限能力者のうち法定代理人の同意を得ている者
- 3) 他の会員と健全な交流を行える者。

第4条 [入会手続き]

入会希望者は、所定の用紙に必要事項を記入の上、提出することで入会の申し込みをします。

第5条 [クラス参加者の会費]

会員のうち、クラス参加者は、会費として年33,000円支払日から1年間、クラス参加者として扱われます。ただし、この会費の定めは、時宜に応じて見直すことを予定していません。会費の変更については、3か月の周知期間の後、次のクラス参加会費支払時期から変更後の会費が適用されることとします。

第6条 [ビジター参加者の参加費用]

会員は、本運動教室に参加するごとに、以下の区分に応じた参加費用を支払います。

- 1) 本運動教室参加当日において満18歳に到達している者 2,200円
- 2) 本運動教室参加当日において満18歳に到達していない者 1,100円

第7条[クラス参加者の特典]

1) 会員のうちクラス参加者は、以下の優遇価格で本運動教室に参加できます。

本運動教室参加当日において満18歳に到達している者 1,650円

本運動教室参加当日において満18歳に到達していない者 550円

2) 月1回の個別運動プログラムを提供します。

3) 1日550円で車いす貸出の利用を受けられます。ただし、利用期間及び時期、お受け渡し場所については、センターポールと協議の上、決定します。

4) クラブビブス、ウェアを提供いたします

第8条[退会]

会員は、本運動教室を退会する場合、所定の用紙に必要事項を記入の上、退会前月の初回受講日までに提出する必要があります。クラス参加の期間中に退会した場合も、納入された会費は、返還されません。

第9条[除名]

以下の事由が発生した場合、当社は、本運動教室関係各位の意見を聞いた上で除名する権限を留保します。除名時にクラス参加の期間中であつたとしても、納入された会費は返還されません。

1) 会員が正当な理由なく会費等の納入を怠ったとき。

2) 本規約に反する等、会員としてふさわしくない、また本運動教室の方針に賛同が得られないとき。

3) 当社、本運動教室関係者及び他の会員の財産、身体、名誉等を害する行為が認められたとき。

第10条[事故・ケガ等]

会員の健康は自己管理とし、本運動教室内における事故・ケガ等については、第4条により加入したスポーツ保険の範囲内とする。

第11条[個人の金品管理]

個人の金品・荷物等は自己の管理とし、紛失、盗難等について当社は一切責任を負いません。

第12条[臨時休講]

本運動教室は、台風・地震等の異常気象及びその他特別な事情により、やむを得ず休講とする場合があります。

第13条[規約の改定]

本規約は、当社が必要と認めた場合に限り規約の改定を行うことができます。

第14条[その他]

本規約に定めなき事項については、当社が判断します。

第15条[施行]

本規約は2022年5月9日より施行する。